

マイナンバーカードの健康保険証利用について

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

当財団は、オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証（以下、マイナ保険証）の利用）を行う体制を整備しています。マイナ保険証を利用して、受付の認証端末（カードリーダー）の操作をしていただくことで下記の情報閲覧が可能となります。

- ◎ 健康保険証の資格の有無
- ◎ 高額療養費制度の負担区分
- ◎ 他院での投薬履歴
- ◎ 特定健診情報



上記体制の整備に伴い、**医療情報・システム基盤整備体制充実加算**を算定いたします。マイナ保険証の利用の有無により、初診時、再診時の点数の違いがあります。（令和5年4月～12月）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算（月1回）

初診	・ 保険証での受診の場合	6点
	・ マイナ保険証による診療情報取得の同意がない場合	
	・ マイナ保険証による診療情報取得の同意をした場合	2点
再診	・ 紹介状をお持ちになった場合	2点
	・ 保険証での受診の場合	
	・ マイナ保険証による診療情報取得の同意をした場合	なし

※初診料を算定する場合

過去に当財団を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で、受診された場合は、初診料の算定をする場合があります。

当財団は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。